



2023年1月17日

大仙市議会
議長 後藤 健 様

秋田県労働組合総連合
議長 越後屋 建一
〒010-0001 秋田市中通7丁目2-21 くらしと労働会館2階
電話 018-834-1808 FAX018-834-1816

「最低賃金の改善を求める意見書」の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

貴職におかれましては、日頃から、地域住民の安全・安心の確保、働く者の労働条件の改善、くらしの向上のためご尽力されていらっしゃることに、心より敬意を表します。

さて、第8波におよぶ新型コロナウイルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰は市民生活を圧迫し、中小零細企業を中心に打撃を与え、地域経済を疲弊させています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻です。この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であり、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっていると考えます。

2022年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,072円、秋田県は853円で、全国最低位となってしまいました。この水準は、税込み月収で14万8千円ほど(853円×173.8時間)、年収で178万円ほど(853円×173.8時間×12か月)です。ここから税金や社会保険料が差し引かれますので可処分所得はさらに減額となります。これは、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保するものとはいえないと考えます。秋田県と東京都では、同じ仕事でも時給で219円もの格差があります。この地域間格差は、15年で2倍に広がっています。

最低賃金法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めることとなっています。日本の最低賃金は地域別に決まっており、A～Dのランク分けが行われています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いまま推移します。また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥があるといわなくてはなりません。これが続ければ、人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることが困難です。全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっています。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する

必要があります。労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。中小企業支援策の拡充をすすめつつ、最低賃金の地域間格差をなくし、抜本的に引き上げることを実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出して下さるよう陳情します。

以上

